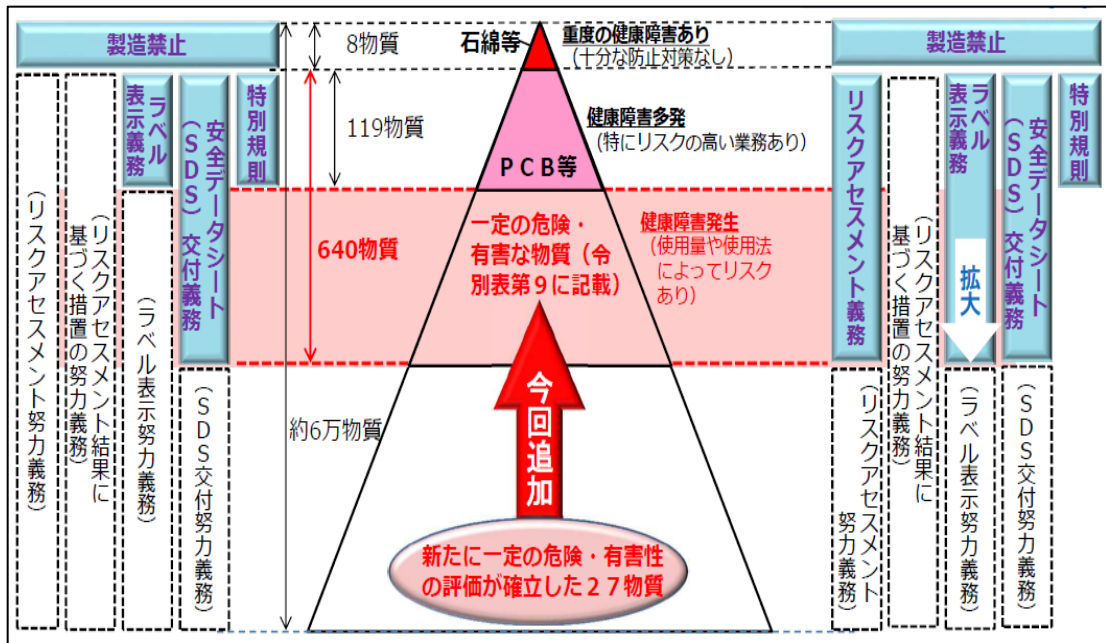


リスクアセスメントの対象物質が拡大されます。

労働安全衛生法の改正により平成28年6月1日より、SDS(安全データシート)交付対象640物質の化学物質について、製造または取り扱う全ての事業者においてリスクアセスメントの実施が義務化されました。その後、対象となる化学物質(安衛法施行令別表第9)に27物質が追加され、平成29年3月1日より施行されました。(リスクアセスメント実施についてのQ&Aを次頁に示します。)



※ 2017.3.1以降 下記の対象物質が追加。一部統合・整理され、合計663物質となります。

亜硝酸イソブチル	N-ビニル-2-ピロリドン
アセチルアセトン	ブテン
アルミニウム	プロピオンアルデヒド
エチレン	プロペン
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	1-ブロモプロパン
クロロ酢酸	3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)
O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O'O"-ジエチル=ホスホロチオアート	ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム
三弗化アルミニウム	ヘキサフルオロプロペン
N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	ペルフルオロオクタン酸
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	メチルナフタレン
ジクロロ酢酸	2-メチル-5-ニトロアニリン
ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名DEP)	N-メチル-2-ピロリドン
水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	沃化物
テトラヒドロメチル無水フタル酸	

株式会社 日立産機ドライブ・ソリューションズ

環境ビジネス事業部 環境管理センター 担当：津上、菅谷、喜多見
 千葉県習志野市東習志野3-15-11 〒275-0001
 TEL：047-477-5098 FAX：047-477-5324
 HP：http://www.hitachi-ies-ds.co.jp/

【リスクアセスメント(RA)実施のQ&A】

Q 質問	A 回答
RAを実施すべき業種は、特定されていますか？	対象物質を取り扱う全ての事業者で実施が義務付けられています。製造業以外のサービス業や、大学等の試験研究機関も全て対象となります。
対象となる化学物質とはどのような物ですか？また、対象となる化学物質の性状について限定はありますか？	SDS交付対象の640物質(2017.3より663物質)が対象で、今後も追加される予定です。対象物質が含有されているものは、全て対象となりますが、金属・合金の固形物や一般消費者向けの製品など一部適用除外があります。
「SDS」と「MSDS」の違いは？	基本的には同じですが、旧制度で発行されたMSDSでは、GHS対応のハザード情報が記載されていない場合もありますので、最新のものを入手して下さい。
RA実施者、実施体制について教えてください。	事業者の責任において実施義務があり、統括管理者、RA実施者、化学物質管理者などを適宜選任します。外部の専門家の利用も可能です。
RAの実施方法にはどのような種類がありますか？	危険性、有害性について、定性的な手法と定量的な手法(測定を含む)があり、適宜選択して実施することとなっています。それぞれに特徴があります。
従来実施している作業環境測定結果は活用出来ますか？	評価が第一管理区分の場合、リスクレベルは当然低くなりますが、RAの評価結果としての記録を残しておく必要があります。
RA実施記録の保存年数などは、規定されていますか？	特に規定はありませんが、労働者へのRA実施結果の周知が義務付けられていますので、当該化学物質を使用している間は保存が必要となります。
RAを実施した際、報告義務はありますか？実施しなかった場合の罰則はありますか？	外部への報告義務はありませんが、所轄の監督署から実施の確認を求められる場合があります。また、未実施でも罰則の規定は特にありません。
リスク低減措置の実施について義務付けはありますか？	RAの結果により低減措置を検討することまでが義務で、実施については義務付けはありません。
RAは定期的な実施が必要ですか？	新規の物質を取り扱う際及び作業工程の変更時には義務がありますが、それ以外は定期的な実施は不要です。ただしリスクレベルに応じて、定期的に見直しを含めた実施が推奨されます。